

ふれあい事業助成要項

1 目的

地域の高齢者、障がい者、世代の異なる子ども等が住み慣れた地域や家庭で安心していきいきと生活できるよう、住民が参加しふれあい等を通じ実践する町内での福祉活動に必要な経費を助成し、活動の活性化及び、地域福祉の増進を図る。

2 実施主体

社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会・かつらぎ町ボランティアセンター
(以下「本会」という。)

3 実施期間

毎年4月15日から翌年2月末日までの活動に対する助成

4 事業内容

小地域（町内会、複数の町内会、自治区を単位）において公民館や地域交流センター、児童館、集会所等を拠点として、または施設を訪問して行うボランティア活動で、高齢者、障がい者、世代の異なる子ども等がふれあい、交流する活動また、町内全域において高齢者や障がい者の社会参加を支援する活動に費用を助成する。

なお、備品の整備に関する費用は対象外とする。

5 助成対象

本会に登録している地域のボランティア団体・NPO法人ならびに自治会・学校。

ただし、他の機関から助成を受けている活動は対象外とする。

6 助成額

1団体につき上限3万円とする。

ただし、1団体につき2回以上開催し、参加者が延べ60名以上となる場合は、上限5万円とする。

助成金は、本会の会費をもって充てる。

7 実施方法

(1) 助成申請書の提出

ふれあい事業助成申請書（様式1）に所定の事項を記入して開催日の10日前までに本会会長に提出する。

(2) 助成決定と助成金の交付

本会会長は提出された申請書に基づき10日以内に助成の可否を決定し、助成金の交付日については申請団体との協議により行う。

(3) 事業の実施

申請団体は助成決定に基づき事業を実施する。

(4) 実施報告書の提出

活動実施後は、ふれあい事業実施報告書（様式2）に領収書活動写真を添付し、活動終了後30日以内に本会会長あてに報告する。

(5) 剰余金の返金

事業の実施により剰余金が生じた場合は、実施報告書（様式2）提出後、本会へ返金をする。

8 この要項に定めのない事項については、本会会長が決定する。

9 その他

飲食等については、1人当たり500円以内とする。

この事業は令和2年9月1日から適用する。

実施内容例

例1 高齢者を対象に

- ・ 交流事業等を開催し、親睦を深める。
- ・ 友愛訪問をして安否確認をする。
- ・ デイサービスの利用者と交流をする。

例2 障がい児・者を対象に

- ・ 交流事業等を開催し、親睦を深める。

例3 子どもを対象に

- ・ 子どもと高齢者等の親睦を深める。
- ・ ひきこもり児童・生徒等と交流をする。

例4 災害時要配慮者を対象に

- ・ 自主防災組織などが、地域における防災学習や災害対策に加えて、要配慮者支援に取り組む。